

花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券特定事業者実施要領

1. 事業の概要

(1) 趣旨・目的

物価高騰の影響を受けた住民の生活を支援するとともに、町内の購買活動を促進し、地域経済を活性化することを目的に、迅速かつ即効性のある対策として「花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券」発行事業を実施するもの。

(2) 商品券の名称

花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券（以下「商品券」という。）

(3) 発行者及び発行金額

発行者：上関町

発行金額：15,666,000円（予定）

（額面1,000円券×7枚）×2,238部

(4) 交付対象者

上関町に住民登録のある全町民

(5) 振興券の利用期間

令和6年6月1日（土）～令和6年8月31日（土）

2. 取扱事業者（特定事業者）について

(1) 登録有効期間

令和6年5月20日（月）～令和6年9月30日（月）まで

ただし、登録後であっても、以下の場合は登録を取り消すことがあります。

ア 申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合

イ その他、上関町が取扱参加店の登録を取り消すと判断した場合

(2) 登録手数料 無料

(3) 配布書類

登録の通知をした事業者には、この要領のほか下記の書類を同封しています。

- | | |
|-----------------------|----|
| ①特定事業者登録証明書（様式第4号） | 1部 |
| ②取扱店表示ポスター（A4） | 1部 |
| ③商品券換金請求書（3部複写・20組入り） | 1冊 |
| ④商品券見本 | 1部 |

※①「特定事業者登録証明書」（様式第4号）は、換金手続きの際に金融機関等の窓口には必ず提示することになりますので、紛失しないようご注意ください。

②「取扱店表示ポスター」は、店舗の利用者にわかりやすい場所に掲示してください。

3. 商品券の対象とならないもの

次に掲げる物品や役務の提供は商品券の使用対象外とします。

- (1) 出資、有価証券の購入、保険診療対象となる医療費、処方箋により処方された薬代、又は金融機関への預け入れ等の消費に当たらない取引
 - (2) 商品券、ビール券、酒券、図書券、プリペイドカード、はがき、切手、印紙、電子マネー、宝くじ等の換金性があり、かつ広域的に流通しうるものを購入する取引
 - (3) たばこ
 - (4) 国税、地方税、使用料などの租税公課
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ※町指定のゴミ袋や鳩子の湯の回数券についても対象となりませんので、取扱店におかれましてはご注意ください。

4. 商品券の換金方法

(1) 換金窓口

山口銀行上関支店、東山口信用金庫上関支店

上関町役場企画財政課（※）

※今回は山口県農協上関支所での換金取扱は行いません。上記取扱金融機関に口座をお持ちでない場合は、役場へ換金の請求を行ってください。ただし、口座への振込みは請求日から約半月後となりますので、ご了承ください。

(2) 換金受付期間

令和 6 年 6 月 2 1 日（金）～令和 6 年 9 月 2 4 日（火）まで

※受付期間を過ぎた商品券の換金はできません。必ず期間内に換金するよう
にしてください。

(3) 換金手続方法

①使用済み商品券の裏面の「取扱店記入欄」に事業者名を記載（スタンプ可）してください。押印は不要です。

②商品券換金請求書（3部複写）に必要事項を記入（別添記入例参照）し、

①の使用済み商品券、特定事業所登録証明書（様式第4号）と一緒に、予め届け出た金融機関の支店の窓口を持参し、換金を申し出てください。その後、ご指定の口座に代金が振り込まれます。

（4）換金日

【取扱金融機関での換金の場合】

毎月8日及び21日の2回（但し、その日が金融機関の休日であった場合は翌営業日）とし、請求した金融機関の口座に振り込むものとします。

【役場での換金の場合】

別添換金日一覧表をご確認ください。

（役場で換金の場合は、換金請求日から約半月後の振込みとなります）

（5）換金手数料（特定事業者負担金） 無料

5. 商品券の取り扱いに係る留意事項

商品券の取り扱いにおいては、特に次の事項についてご留意ください。

（1）商品券の使用

- ・商品券の返金を行わないでください。
- ・額面金額を超える場合の不足額は、現金等で受け取ってください。
- ・額面金額未満の使用であっても、つり銭は渡さないでください。

6. 特定事業者禁止事項等

次に掲げるような不適切な行為を行ったと本町が認定した場合には、特定事業者登録を解除するとともに、本町に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

- （1）商品券と現金との引き換え
- （2）事業決済資金（買掛金、未払い金等）としての流用や出資
- （3）商品券を購入した者が自社商品の購買に商品券を使用すること
- （4）商品券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いること

7. 特定事業者の責務等

特定事業者は、次に掲げる事項を遵守又は注意してください。

- （1）特定事業者は、商品券が利用可能な店舗であることが明確になるように、上関町商工会が配布するポスター等の販売ツールを、利用者にわかりやすい場所に掲

示してください。

- (2) 使用される商品券について、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、その事実を直ちに警察へ通報してください。

また、その旨を役場企画財政課（☎62-0316）へご連絡ください。

- (3) 取引により商品券を受け取ったときは、使用済みの商品券の再流出を防止するため商品券の裏面に事業所名を記入（またはスタンプ可）するとともに、既に事業所名の記入があるものは受取りを拒否してください。

8. その他

- (1) 一人の利用者が、一度の購入に大量の商品券を使用するといった「商品券の第三者への譲渡が疑われるケース」を覚知した場合は、下記の間合せ先までご連絡ください。
- (2) 商品券購入者には購入時に「商品券取扱店一覧」を配布します。
- (3) 使用期間を経過した商品券又は利用者から不要の申し出があった商品券は、事業者で受領せず、ご自身で処分するようお願いしてください。
- (4) 商品券の盗難・紛失、滅失について、発行者（上関町）は責を負いません。
- (5) 申請書に記載された事項に変更等が生じた場合は、速やかに次の問い合わせ先までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先

- ・取扱事業者の募集に関すること

上関町商工会

☎ 62-0177 FAX 62-0855

- ・商品券及び換金手続きに関すること

役場企画財政課 企画調整係

☎ 62-0316 FAX 62-1600

花咲く海の町かみのせき暮らし応援商品券換金日程一覧

①山口銀行、東山口信用金庫

	換金日
令和6年6月	6月21日（金）
7月	7月8日（月）
	7月22日（月）
8月	8月8日（木）
	8月21日（水）
9月	9月9日（月）
	9月24日（火）

②上関町役場

	換金請求〆切日	支払日
令和6年6月	6月14日（金）	6月28日（金）
7月	6月28日（金）	7月12日（金）
	7月12日（金）	7月26日（金）
8月	7月30日（火）	8月15日（木）
	8月13日（火）	8月28日（水）
9月	8月30日（金）	9月13日（金）
	9月13日（金）	9月27日（金）

※役場での換金は、請求から振込まで約半月かかります。

※商品券使用期間 令和6年6月1日（土）～8月31日（土）